

2022年1月7日

株式会社 **イチケン**

「パートナーシップ構築宣言について」のお知らせ

2021年12月28日、株式会社イチケン（本社：東京都港区、社長：長谷川博之、以下当社）は、「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しました。

当社はサプライチェーン全体で付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

パートナーシップ構築宣言に基づき、協力会社の皆様と良好な信頼関係の維持・向上のため開設しました「パートナーズサイト」の更なる活用を目指し、強固なパートナーシップを構築します。そして、各種の社会課題を強く意識し、技術集団として社会から信頼される品質・安全の提供や環境に配慮した取り組みを行います。

「パートナーシップ構築宣言」別紙 PDF



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク

■パートナーシップ構築宣言とは

経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣（内閣府、経産省、厚労省、農水省、厚労省）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設されました。サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを企業の代表者が宣言するものです。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>

以上

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

協力会社の皆様と良好な信頼関係の維持・向上のため開設しました「パートナーズサイト」の更なる活用を目指し、強固なパートナーシップを構築します。そして、各種の社会課題を強く意識し、技術集団として社会から信頼される品質・安全の提供や環境に配慮した取り組みを行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法、適正な請負契約の締結

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、元請企業として契約内容の明確化、紛争発生防止および片務性改善の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面（電子契約を含む）による下請契約の締結を徹底します。その際には、元請・下請間で対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努めます。

② 下請代金の支払条件

下請代金の現金払と手形払の併用にあたっては、現金比率を高めるとともに、手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件等を見直します。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社と協力会は、作業所パトロールなどの安全衛生活動を行い、品質・安全・環境・生産性の向上への取り組みとコンプライアンスを遵守した適正な取引を実施しています。また、協力会社の皆様との共存共栄のため、働きやすい職場環境づくりの推進と働き方改革を実行して、業界の発展にも貢献できるよう努めてまいります。

2021年12月28日

株式会社イチケン

代表取締役社長 長谷川 博之

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。